

「農業体験事業」実施要領

公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金

公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（以下「基金」という。）は、新規就農希望者が、農業体験を通じて、農業の現場を肌で感じ、農業適性を確認する機会を提供することにより新規就農につなげることを目的として「農業体験事業」を実施する。

第1 「農業体験事業」の内容

- 1 農業体験を受け入れる農業法人等の要件（いずれかを満たすこと）
 - (1) 滋賀県指導農業士
 - (2) 滋賀県指導農業士の認定を受け、満 65 歳に達した者
 - (3) 過去に研修生の受入実績がある経営体で当基金が農業体験受入先として妥当と判断した経営体。なお、過去の研修生受入実績については「農の雇用事業」または「雇用就農資金」における研修生の受入実績とする。
 - (4) 過去に農業体験事業受入実績がある経営体。
- 2 農業体験を希望する者の要件（すべてを満たすこと）
 - (1) 農業に関心のあること。
 - (2) 満 16 歳以上であること。
 - (3) 基金が別に定める事項について誓約していること。
- 3 農業体験の期間および回数
農業体験の期間は、1 日または 2 日（原則、1 日あたり 3 時間以上で宿泊はなし。）とし、年度内に 2 回まで参加可能とする。
- 4 事業実施期間
事業の実施期間は、毎年度 5 月から翌年 2 月末までとする。
- 5 事業実施予定者
年間 10 名程度（予算の範囲内）
- 6 費用・受入謝金
 - (1) 農業体験先である農業法人等までの交通費は、農業体験者の負担とし、農業体験にかかる費用は受入農業法人等の負担とする。
 - (2) 農業体験者は、基金が定める傷害保険に加入することとし、費用は基金が負担する。
 - (3) 基金は受入農業法人等に対し、1 回の受入につき 10,000 円の受入謝金を支払う。なお、複数名を同時に受け入れた場合は 15,000 円の受入謝金を支払う。

第2 「農業体験事業」実施の手続き

- 1 農業体験申込みと体験先および日程の決定
農業体験希望者は、氏名、住所、希望する体験内容等を記した「農業体験事業申込書（様式第 1 号）」および「農業体験事業誓約書（様式第 2 号）」を提出し、基金が希望等を考慮して体験先および日程を決定する。

2 実施状況報告

農業体験終了後、体験者は体験内容や感想等について、「農業体験事業報告書（様式第3号）」を基金に提出する。受入農業法人等は体験研修の内容や体験者の評価等について、「農業体験事業実施状況報告書（様式第4号）」を基金に提出する。

第3 個人情報の管理について

本事業の実施に関して収集した個人情報については、本会の個人情報保護規程に基づき適切に管理する。

附則 本実施要領は、令和元年6月1日から施行し、適用する。
本実施要領は、令和元年8月1日から施行し、適用する。
本実施要領は、令和2年4月1日から施行し、適用する。
本実施要領は、令和3年4月1日から施行し、適用する。
本実施要領は、令和3年9月1日から施行し、適用する。
本実施要領は、令和5年4月1日から施行し、適用する。